

令和2年4月5日

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応」（続報・更新等）について

4月3日、文部科学省の専修学校教育振興室から各都道府県等専修学校・各種学校担当に2点の連絡事項をメールにて送信し、それぞれ各学校等への周知を依頼しました。

1つは「新型コロナウイルス感染症の対応」関連で開校状況の依頼に関する事前連絡。もう1つは、留学生に係る入国・在留審査で簡素な手続で対応が可能な対象校の選定作業の指標の見直しに関する周知文「専門学校における留学生の受入れに関して」です。

それぞれ各学校等への周知の依頼内容は以下のとおりです。

1. 新学期開始状況等の把握調査の実施（事前連絡：都道府県、各学校向け）

令和2年4月1日付け2文科初第3号「『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について（通知）」、同日付け2文科教第5号「専門学校等における臨時休業の実施に係る考え方等について（周知）」を踏まえ、文部科学省の専修学校教育振興室では新学期開始状況等の把握、専門学校における生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染状況の把握を行い、必要な措置を講じるために実施する調査を4月4日から実施する予定です。

短期間の調査のため負担がかかり申し訳ありませんが、専門学校の状況調査への協力をいただきたく、所轄又は所管の専門学校に周知ください。

2. 専門学校における留学生の受入れに関して（都道府県、各学校向け）

専門学校における留学生の受入れについては、これまでも適切な受入れが行われるよう、各種通知の発出、私立専門学校に関する調査結果の公表等を通じ、適切な留学生管理等の徹底をお願いしてきました。

このたび、出入国在留管理庁では、留学生に係る入国・在留審査を適切かつ円滑に行う観点から、毎年、留学生が申請する際に提出書類を省略等し簡素な手続で対応することができる対象校の選定を行っていますが、令和元年度の選定作業から指標の見直しを行っています。

については、出入国在留管理庁から周知依頼があり、別添のとおりお知らせしますので、本件について、所轄又は所管の専修学校・各種学校に対して周知をお願いします。

なお、本件は、昨年6月の「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」を踏まえたものであることを申し添えます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/_icsFiles/afieldfile/2019/06/11/1417927_2.pdf

以上